



関東運輸局プレスリリース

令和8年3月10日

鉄道事業の一部廃止に係る意見聴取の公示について

令和8年3月9日付けで、東日本旅客鉄道株式会社から国土交通大臣あてに鉄道事業法第28条の2第1項に基づく鉄道事業の一部を廃止する旨の届出が提出されました。

これを受け、同条第2項及び同法施行規則第42条の2の規定に基づき、**廃止を行った場合における公衆の利便の確保に関し**、関係地方公共団体及び意見聴取申請のあった利害関係人への意見聴取を行うため公示いたします。

○届出事業者の名称

東日本旅客鉄道株式会社

○一部廃止の届出のあった路線及び区間

久留里線（久留里～上総亀山 間 9.6 km）

○廃止を予定する日

令和9年4月1日

○意見聴取申請書の記載事項

別紙「公示」のとおり

○意見聴取申請書の提出方法

記載した意見聴取申請書を以下のあて先へ郵送

〒231-8433

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎

関東運輸局鉄道部監理課 あて

○意見聴取申請書の受付期間

令和8年3月10日（火）から令和8年3月23日（月）まで ※消印有効

○その他

- 意見聴取は、廃止を行った場合における公衆の利便の確保に関して行うものであり、廃止の是非を問う場ではありませんのであらかじめご承知おきください。
- 意見聴取を行う方については、申請書の内容から鉄道事業法施行規則第42条の3に基づき、利害関係を有する方を選考させていただき、選考結果については申請のあった方に書面にてお知らせいたします。
- 意見聴取は公開で行います。実施日時及び傍聴受付等については別途お知らせいたします。

<参考>

○鉄道事業法（昭和61年法律第92号）

（事業の廃止）

第二十八条の二 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするとき（当該廃止が貨物運送に係るものである場合を除く。）は、廃止の日の一年前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、鉄道事業者が前項の届出に係る廃止を行った場合における公衆の利便の確保に関し、国土交通省令で定めるところにより、関係地方公共団体及び利害関係人の意見を聴取するものとする。

3～6 （略）

○鉄道事業法施行規則

（意見の聴取）

第四十二条の二 国土交通大臣は、法第二十八条の二第一項の規定による届出があつたときは、当該届出の件名に番号を付し、その旨を地方運輸局の掲示板に掲示する等適当な方法で公示するものとする。

第四十二条の三 法第二十八条の二第二項の利害関係人（以下第四十二条の五において「利害関係人」という。）とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 法第二十八条の二第一項の規定による鉄道事業の全部又は一部の廃止の後に公衆の利便の確保を図ることが想定される者

二 利用者その他の者のうち国土交通大臣が当該廃止に関し**特に重大な利害関係を有すると認める者**※

第四十二条の四 法第二十八条の二第二項の国土交通大臣の意見の聴取を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した意見聴取申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 届出の件名及びその番号

三 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

四 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

2 前項の申請は、第四十二条の二の規定による公示の日から十日以内に、これをしなければならない。

第四十二条の五 国土交通大臣は、法第二十八条の二第二項の意見の聴取をしようとするときは、その十日前までに、関係地方公共団体及び前条第一項の申請書を提出した利害関係人に対し、意見の聴取の日時及び場所並びに当該廃止の内容を書面で通知する。

2 意見の聴取は、公開とする。ただし、国土交通大臣が特に必要があると認める場合には、この限りでない。

※「特に重大な利害関係を有すると認める者」とは、廃止予定路線沿線地域の経済団体、沿線地域の相当数の利用者が参画する利用者団体等が該当します。

[問い合わせ先]

関東運輸局鉄道部監理課 本山・犬伏・佐川

電話 045-211-7239

[配布先]

神奈川県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ、千葉県政記者クラブ

公 示

鉄道事業法第28条の2第2項及び鉄道事業法施行規則第42条の2の規定に基づき、下記のとおり公示する。

なお、本件公示に係る事案に利害関係を有し、当局の行う意見の聴取を受けようとする者は、鉄道事業法施行規則第42条の4の規定により、公示の日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を関東運輸局長あて提出されたい。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 届出の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年3月10日

関東運輸局長 藤田 礼子

意見の聴取を行う廃止の届出の件名	第一種鉄道事業の一部廃止
同事案番号	7鉄公第5号
廃止届を行った鉄道事業者名	東日本旅客鉄道株式会社
廃止届のあった路線及び区間	久留里線 久留里～上総亀山間
廃止の予定日	令和9年4月1日
廃止を必要とする理由	鉄道の特性である大量輸送のメリットを發揮できていないため
意見聴取の申請に係る事項	郵送による申請(消印が令和8年3月10日から同年3月23日までのものに限る。)
意見聴取実施予定日	実施予定日の10日前までに別途通知
意見聴取を行う場所	実施予定日の10日前までに別途通知

東日本旅客鉄道株式会社 久留里線関係位置図及び路線図

